

【特記仕様書 1】

1. 設計書 質疑について
記載内容について質疑のないものは、当設計書を理解したものといたします。
2. 請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により、適正に処理するとともに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適正に管理するとともに、工事完成後提出すること。
3. 廃棄物の処理（設計受入先、廃棄物の種類）
設計受入先：渡島管内産業廃棄物処理場
廃棄物の種類：木くず（廃材・抜根）、コンクリート、金属くず、石膏ボード、プラスチック廃、硝子・陶磁器くず、紙くず、繊維くず、混合廃棄物。
4. 作業時間等については、工事監督員と適宜調整をお願いします。また、作業が土日祝祭日にまたがる場合は、事前に「土日祝祭日工事施工届」を提出ください。
5. 本業務の実施に当たっては、交通事故及び労働災害の防止に努めること。
6. その他不明な点が生じた場合は、速やかに工事監督員と協議を行い解決し工事を円滑に行うよう努めること。
7. その他事項
 - ・工事着工前に工事監督員と日程や作業員駐車場・材料置場・資材搬入経路等の協議を行うこと。
 - ・工事完了後は、現場作業写真を添付すること。